

宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成18年9月15日

宮城県監査委員	菊地	浩
宮城県監査委員	藤原	範典
宮城県監査委員	阿部	徹
宮城県監査委員	谷地森	涼子

第1 請求のあった日

平成18年7月14日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル3階  
仙台市民オンブズマン  
上記代表者 坂野 智 憲

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

- 1 東北地方整備局発注の平成14、15、16年度の鋼鉄製橋梁工事のうち、宮城県内においては8件の工事（以下「本件工事」という。）が施工されており、これらの工事を自社単独又は共同企業体として落札している業者（以下「本件業者」という。）が、7社存在する。
- 2 道路法第50条の規定により、国道の管理に要する費用の一部は都道府県が負担することと規定されており、その割合は原則として新設・改築費用については3分の1とされる。したがって、本件工事の3分の1については、本県の費用負担により賄われている。
- 3 本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織としてK会又はA会と称する組織を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合において幹事社を選出し、遅くとも平成14年4月以降、国土交通省が発注する工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、次のことを合意していた。
  - (1) 各社の過去の受注実績等に基づき、K会及びA会の幹事社が割り付けた者又は共同企業体を受注すべき者とする。
  - (2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力すること。
- 4 このいわゆる橋梁談合について、本件業者らは、独占禁止法に違反するとして、次の措置を受けている。
  - (1) 平成17年9月29日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされた。
  - (2) 平成17年5月23日、同年6月29日、同年8月15日、独占禁止法に違反す

る入札談合による取引制限として告発され、起訴もなされた。

(3) 平成18年3月24日、本件業者に対して、本件工事に係る課徴金納付命令が発せられた。

5 以上により、本件工事につき、遅くとも平成14年度より談合による不法行為が継続して行われていたことは明らかである。

(1) 上記不法行為の結果、県は本件工事の費用負担分について適正な競争が確保されていれば成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。損害額は費用負担額の1割を下ることはないと推測される。したがって、県は前記不法行為を行った各本件業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

(2) 宮城県知事がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条に基づき、監査委員が宮城県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

#### 第4 請求の受理

請求人は、県は不法行為を行った各本件業者に対し不法行為に基づく損害賠償請求権を有しており、知事がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであると主張し、当該損害賠償請求権を行使する措置を請求している。したがって、本件監査請求は、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」について監査を請求しているものと認め、受理した。

#### 第5 監査の実施

##### 1 監査の対象事項

請求人が指摘する損害賠償請求権を行使していないことが「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するかどうかについて監査を行うこととし、その対象は、東北地方整備局発注の平成14、15、16年度の橋梁工事に係る県の負担金の状況及び県の対応状況とした。

##### 2 監査対象箇所等

土木部土木総務課及び土木部道路課を監査対象箇所とした。

##### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき平成18年8月18日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、措置請求書を補足する陳述が行われた。新たな証拠の提出はなかった。

#### 第6 明らかな事実

本件監査請求がなされる以前から、公正取引委員会及び国土交通省の公表資料等により、次の事実が明らかになっている。

(1) 第3-3並びに第3-4-(1)及び(2)の事実が存すること並びに平成18年3月24日に、第3-4-(1)の勧告を応諾して審決を受けた者に対し、課徴金納付命令が発せられたこと。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成13年2月16日か

ら施行されており、同法に基づいて、各発注者が取り組むべきガイドラインとして、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定されていること。当該指針によれば、入札に関する談合等の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、その不正行為の結果として被った損害の賠償に努めるものとされていること。

- (3) 平成15年5月15日付け国地契第17号により、国土交通事務次官から各地方整備局長あての通知がなされており、平成15年6月1日以後に入札手続を開始する国土交通省が発注する工事について、受注者に入札談合の不正行為があったことが確定した場合には請負代金額の10分の1に相当する金額の違約金を徴収することとする「違約金に関する特約条項」を締結することとされていること。当該違約金については、損害賠償額の予定として想定されていること。

## 第7 監査の結果

### 1 事実関係の確認

- (1) 県は、道路法第50条第1項の負担金を毎年度支出していることが認められた。国土交通省から示されている負担金の内訳は、事業別、路線別、箇所別によるものであり、工事発注1件ごとの内訳までは示されていないことが認められた。また、負担金の率については、一律に3分の1ではなく、道路整備費の財源等の特例に関する法律及び道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の定めるところにより、10分の3とされているものがあることが認められた。

- (2) 県は、本件入札談合事件が明らかになった平成17年6月ころから東北地方整備局からの情報収集に努め、担当部署に対し、国土交通省が損害賠償請求を行うべきこと、損害賠償があったときは負担金の精算を行うべきことを申し入れていることが認められた。また、本件監査請求があった後は、本件工事が県の負担金に係るものかどうか等について、東北地方整備局長に文書で確認を行っており、その結果は次のとおりであることが認められた。

イ 本件工事は、すべて県の負担金に係る工事である。

ロ 公正取引委員会が平成18年3月24日に課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定した案件については、現在、工事請負契約書の「違約金特約条項」に基づき、請負金額の10%相当額を違約金として請求を行うべく準備中である。

ハ 国土交通省は、「違約金特約条項」の適用以前の課徴金納付命令対象工事についても、損害賠償請求を行うことを検討中である。

ニ 徴収した違約金については、県に対し、適切に精算手続きを行うことを国土交通省として検討中である。

### 2 判断

本件工事に係る受注業者の違法な行為による損害は、一の事由により、発注者である国と工事代金の一部を負担する県の両者が同時に被ることとなるものである。したがって、当該損害に係る賠償は、工事代金の負担割合に応じて按分されるべきものであって、国と県とが協議し、合意の上でその請求権を行使すべきものである。特に、東北地方整備局長が「違約金に関する特約条項」を締結している工事にあつては、工事請負代金額の10分の1に相当する金額を国に支払うべき旨が定められており、それは損害賠償額の予定とされているのであるから、県が国との協議が整わないまま単独で損害賠償請求権を行使することは相当でない。

このような状況において、県は、東北地方整備局に対して、損害の回復を図るために、情報収集に努めるとともに、損害賠償があった場合の負担金の精算等について働きかけを行っていることが認められる。また、国土交通省は、前記1 - (2) - ロからニまでのとおり準備ないし検討を行っており、違約金及び損害賠償の請求並びに負担金の精算を行わず、又は損害賠償に係る県との協議に応じないとは到底考えられない。

以上のことから、県が本件業者に対して損害賠償の請求を行っていないことを不当ということはできない。したがって、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するとは認められず、本件措置請求には理由がない。